

< 金融 >

ア 銀行

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
銀行の営業 免許 (金融庁)	新規の参入に対する需給調整規制に係る規定 (銀行法第4条第2項第3号)を廃止する。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律 第117号)】	法案成 立、公布	措置 (4月施 行)	
「その他銀行 業に付随す る業務」の該 当基準の明 確化 (金融庁)	情報化・高齢化等の環境変化が急速に進む中、 多様化・高度化する顧客ニーズへの的確な対応を 通じて顧客の利便性を向上していくためには、金 融審議会第一部会に示された考え方を踏まえ、 「その他付随業務」の該当基準を早急に明確化 し、付随業務の範囲を柔軟に拡大する。 【金融庁事務ガイドライン】		措置 (4月改 正)	
銀行・保険会 社本体の業 務範囲の見 直し (金融庁)	銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経 営効率を高めると思われる業務(銀行・保険会社 の資産運用・ファイナンスに関する助言など)を 銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要 の措置を講ずる。 【金融庁事務ガイドライン】	結論	措置 (4月改 正)	
従属業務と 金融関連業 務の兼営 (金融庁)	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、 グループ全体でのリスク管理という点に十分留 意しつつ、銀行等及び保険会社の子会社が従属業 務と金融関連業務を兼営することについて、所要 の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律 第117号)】	法案成 立、公布	措置 (4月施 行)	
従属子会社 の収入依存 度の規制緩 和 (金融庁)	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保 険業法の体系における銀行又は保険会社の従属 子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討 し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成14年金融庁告示】	結論	措置 (4月施 行)	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
銀行の子会社等の業務範囲の拡大 (金融庁)	利用者ニーズの多様化や「他業禁止」の今日的意義の検討を踏まえた上で、銀行の子会社の経営効率の改善という観点から、銀行の子会社に対していわゆるファイナンス・リース以外のリース業務を認めることについて結論を得、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	結論	措置 (4月施行)	
銀行代理店の設置に係る規制緩和 (金融庁)	法人が銀行の代理店になる際のいわゆる100%子会社規制及び專業規制について、顧客の利便性向上や銀行経営の効率を高める観点から、銀行が他の銀行の代理店となる場合についてはこれを適用しないよう、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】		措置 (4月施行)	
銀行の法人代理店に係る店舗規制 (金融庁)	銀行の法人代理店の従たる事務所の設置については、銀行の店舗の認可制の在り方の検討を踏まえ、規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成14年金融庁告示】	結論	措置 (4月施行)	
代理店の取扱業務に係る規制撤廃 (金融庁)	代理店の取扱業務については、金融機関の業務の効率化、顧客の利便性、代理店と金融機関の本体との関係、代理店に対する監督の在り方等の観点から見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	結論	措置 (4月施行)	
銀行の支店その他の営業所に係る認可制度の見直し (金融庁)	銀行の支店その他の営業所の設置等に係る認可制については、情報化の進展や銀行業における経営の効率化の要請などの観点から、届出制に改める。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)	
代理店主の交代に係る認可制度の見直し (金融庁)	代理店主の交代に伴う代理店設置と廃止に関し、届出事項とする。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出 (金融庁)	店舗外現金自動設備に係る営業時間の変更の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	結論	措置 (4月施行)	
店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出 (金融庁)	店舗外現金自動設備に係る臨時休業及び業務再開の届出については顧客の利便性、監督の在り方等の観点を踏まえ、見直しを行い、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	結論	措置 (4月施行)	
ノンバンク等異業種のCD・ATMからの銀行預金引き出し (金融庁)	利用者の利便を更に高める観点から、異業種のCD・ATMからも銀行預金を引き出すことができるように所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	結論	措置 (4月施行)	
天災等による臨時休業に係る公告の見直し (金融庁)	天災等による臨時休業に係る公告の在り方について、実情及び顧客利便の観点から検討を行い、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)	
21銀行法附則第5条(銀行の証券取引業務に係る認可)の廃止 (金融庁)	銀行法附則第5条による内閣総理大臣の認可を廃止する。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
22銀行が信託勘定により所有する一般事業会社の株式に係る規制の見直し(公正取引委員会)	b 信託勘定で保有する株式について、年金等の運用の自由度を確保する観点から、独占禁止法における株式保有制限全体の中で見直し、所要の措置を講ずる。 (154回国会に係る法案提出)	結論	法案成立後公布・施行	

## イ 協同組織金融機関

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
協同組織金融機関(信用金庫等)に係る規制緩和(金融庁)	協同組織金融機関の意義や在り方について、今日的な観点から早急に検討を行い、こうした議論を踏まえて、以下について具体的な論点を整理する。 e 信用金庫連合会の債務保証等に係る取引先の制限緩和 信用金庫連合会が、内閣総理大臣の認可を受けた場合には、会員以外の者のためにする債務保証及び手形の引受け並びに会員以外の者に対する有価証券の貸付けを行うことを認めることを検討し、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	検討	措置(4月施行)	
協同組織金融機関の発行する優先出資に係る実質優先出資者通知(金融庁、法務省)	協同組織金融機関の発行する優先出資について、事業年度の開始から6ヶ月を経過した時点での保管振替機関からの実質優先出資者通知を受けられるよう、所要の措置を講ずる。 (第154回国会に関連法案提出)		法案成立後公布・施行	
信用金庫の会員資格の明確化(金融庁)	信用金庫の会員資格について、例えば、地区内の法人に勤務し、地区外に住所又は居所を有する従業員が役員に昇格すると会員資格を失うことになるといった不合理を解消するため、平成13年	法案成立、公布	措置(4月施行)	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	度末までに所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】			
信金中央金庫の行政当局に対する申請手続等の適正化 (金融庁)	全国を地区とする信用金庫連合会の行政当局に対する申請手続等について検討を行い、結論を得、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	検討・結論	措置 (4月施行)	
協同組織金融機関の附属明細書の総(代)会での取扱い (金融庁、厚生労働省、農林水産省)	協同組織金融機関の附属明細書の総(代)会での取扱いについては、商法上の取扱いや協同組織性の特性を踏まえ、関係省庁とも調整を図りながら、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】  (水産業協同組合については第154回国会に関係法案提出)	法案成立、公布	措置 (4月施行)  法案成立後公布、施行	
信用金庫の従たる事務所の定款への記載 (金融庁)	協同組織金融機関の従たる事務所の設置等に係る定款変更の認可制については、銀行法第8条に係る認可制度の見直しに併せ、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)	
農林中央金庫に係る規制 (農林水産省、金融庁)	農林中央金庫に係る規制について、次のとおり見直しを行い、所要の措置を講ずる。 a 国債等の貸付業務等に係る主務大臣の認可を不要とする。 b 有価証券の貸付対象について、国債等(国債・地方債・政府保証債)への限定を廃止する。 c 国内における貸出業種等に限定を設けない貸出枠を新設する。 d 従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件の緩和及び金融関連業務の兼営を認める。 e 債券の募集又は管理の受託業務並びに担保附社債に関する信託業務の対象先に係る限定を廃止する。	一部措置済 (1月施行、告示(3月公布))	措置 (告示4月施行)	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>f 商法特例法第13条第2項の規定に準じて、農林中央金庫に係る会計監査人の監査報告書の記載事項のうち「取締役の不正行為、法律違反行為等の事実」を除外する。</p> <p>g 総代の議決権について、会員相互間の実質的平等を図るため、複数議決権を導入する。</p> <p>h 総会、総代会に本人が出席できない場合において、会員の意思反映の尊重及びその方法の多様化を図るため、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める。</p> <p>i 信託業務を行うことを認める。</p> <p>【dのうち、「従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件の緩和」については、平成14年金融庁・農林水産省告示、その他の事項については全て農林中央金庫法（平成13年法律第93号）】</p>			
<p>農業協同組合及び信用農業協同組合連合会に係る規制（農林水産省、金融庁）</p>	<p>農業協同組合及び信用事業を行う農業協同組合連合会（以下、本事項において「信連」という。）に係る規制について、次のとおり見直しを行い、所要の措置を講ずる。</p> <p>a 貯金・定期積金の会員（組合員）以外の利用分量に係る制限について、会員（組合員）の利用分量の5分の1以内から緩和する。</p> <p>【農業協同組合法施行令等の一部を改正する政令（平成13年政令第286号）】</p> <p>b 従属業務を営む子会社の収入依存度に係る要件を緩和する。</p> <p>【平成14年金融庁・農林水産省告示】</p> <p>c 信連が設立する協同会社（信用事業子会社）に係る財務諸表等の農林水産大臣への届出を廃止又は簡素化する。</p> <p>【平成14年農林水産省局長通知】</p> <p>d 国債の募集等の業務を新たに実施する場合において、事業の認可を受けた場合については、定款及び信用事業規程の変更に係る認可等を不要とする。</p> <p>【農業協同組合法等の一部を改正する法律（平成13年法律第94号）】</p>	<p>一部措置済</p> <p>（a、d、e、fについて1月施行、bについて3月告示公布、cについて3月通知）</p>	<p>措置（告示4月施行）</p>	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
	<p>e 信連及び一定規模以上の農業協同組合における附属明細書の総会での承認を不要とする。 【農業協同組合法等の一部を改正する法律(平成13年法律第94号)】</p> <p>f 農業協同組合及び信連が国債の募集等の業務で変更が生じた場合の行政庁への届出及び信用事業方法書の届出について事務の簡素化を図る。 【農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令(平成13年内閣府・農林水産省令第21号)】</p>			

## ウ 証券

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
ストックオプション付与時の届出書及び目論見書記載事項の見直し (金融庁)	<p>自社及び自社の完全子会社の取締役及び使用人を対象とするストックオプションについては、その付与時における有価証券届出書の提出及び目論見書の交付を不要とするよう、所要の措置を講ずる。 【社債等登録法施行令等の一部を改正する政令(平成14年政令第50号)】</p>		措置 (4月施行)	
CPのペーパーレス化 (金融庁、法務省)	<p>券面を必要としないCPの発行、移転、償還等の在り方について関係団体等の参加を得た検討結果を踏まえ、CPのペーパーレス化について必要な措置を講ずる。 【短期社債等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)】</p>	法案成立、公布	措置 (4月施行)	
証券決済制度の改革 (金融庁)	<p>証券決済の迅速化及び確実化を実現するため、社債等について、その無券面化を可能とするとともに、それが階層的に保有される場合について、社債等登録法を廃止し、新たな振替制度を創設する。 (第154回国会に関係法案提出)</p>	法案提出	法案成立後公布、施行	
証券投資信託の受益証券の不発行化 (金融庁)	<p>証券投資信託の受益証券については、受益者の権利関係の保護に留意しつつ、流動性の確保や証券決済期間の短縮化への対応などの観点から、券面の不発行化について検討し、所要の措置を講ずる。 (第154回国会に関係法案提出)</p>	結論、法案提出	法案成立後公布、施行	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
銀行等における投資信託等の窓口販売業務における上場した投資信託受益証券及び投資証券の取扱い制限の撤廃 (金融庁)	ETF(株価指数連動型上場投資信託)について、銀行等の登録金融機関における窓口販売が行えるよう、法令上の措置を行う。 【証券取引法施行令の一部を改正する政令(平成14年政令)】	政令公布	措置 (4月施行)	

## エ 保険

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
特別勘定付加対象商品の拡大 (金融庁)	特別勘定を付加できる保険商品を拡大すべく法令上の措置を行う。 【保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】		措置 (4月施行)	
保険会社の子会社等の業務範囲の拡大 (金融庁)	保険会社の子会社の業務範囲及び保険持株会社の子会社の承認を受けずに行う業務の範囲については、以下の業務を加えることについて、保険会社グループ全体としてのリスク管理、他業禁止の今日的意義、グループ全体の経営効率化等に留意しつつ、検討を行い、平成13年度末までに結論を得、所要の措置を講ずる。 a 投資信託販売支援業務 b リース業務(範囲拡大) c 緊急アシスタント業務 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)及び金融庁事務ガイドライン】	結論	措置 (4月施行及び改正)	
銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し (金融庁)	銀行業務又は保険業務と密接な関係を有し、経営効率を高められる業務(銀行・保険会社の資産運用・ファイナンスに関する助言など)を銀行又は保険会社本体で行うことについて、所要の措置を講ずる。	結論	措置 (4月改正)	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
<金融ア の再掲>	【金融庁事務ガイドライン】			
従属業務と金融関連業務の兼営 (金融庁) <金融ア の再掲>	子会社の効率的な経営を可能とする観点から、グループ全体でのリスク管理という点に十分留意しつつ、銀行等及び保険会社の子会社が従属業務と金融関連業務を兼営することについて、所要の措置を講ずる。 【銀行法等の一部を改正する法律(平成13年法律第117号)】	法案成立、公布	措置 (4月施行)	
22従属子会社の収入依存度の規制緩和 (金融庁) <金融ア の再掲>	子会社経営の効率化の観点から、銀行法又は保険業法の体系における銀行又は保険会社の従属子会社の収入依存度規制を緩和する方向で検討し、結論を得、所要の措置を講ずる。 【平成14年金融庁告示】	結論	措置 (4月施行)	

## オ その他

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
特定社債の引受けに係る債務保証についての大口信用供与規制の緩和 (金融庁)	信用保証協会が引き受ける中小企業者の発行する特定社債の債務保証について、大口信用供与規制の趣旨に留意しつつ、「同一人に対する信用の供与等」から除外することについて検討し、所要の措置を講ずる。 【担保附社債信託法施行細則等の一部を改正する内閣府令(平成14年内閣府令)】	結論	措置 (4月施行)	
「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による割賦購入あっせんの解禁 (経済産業省)	「バンクカード」でのリボルビング方式による割賦購入あっせんについては、日本版「金融ビッグバン」のクレジットカード事業に対する影響等を調査し、検討を行った上で、速やかに実現することについて結論を得る。また、総合方式についても早期に調査・検討を開始する。		検討・結論(リボルビング方式) 調査・検討開始 (総合方式)	

事項名	措置内容	実施予定時期		
		平成13年度	平成14年度	平成15年度
投資主総会の開催手続きの緩和 (金融庁)	投資主総会の招集のために行う会日から2ヶ月前の公告の義務については、投資主の権利保護を踏まえた上で、これを行わなくとも投資主総会が開催できるよう、所要の措置を講ずる。 (第154回国会に関連法案提出)		法案成立後公布・施行	